⑵　日本郵便株式会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務大臣及び日本郵政株式会社に通知しなければならない。（第四条第六項関係）

3　経営の適正かつ効率的な実施

⑴　経営の適正かつ効率的な実施の努力義務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、日本郵便株式会社法第五条第一項及び１⑵の責務を果たすため、常に経営を適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。（第五条第三項関係）

⑵　経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則

イ　日本郵便株式会社は、当分の間、日本郵便株式会社法第十条の事業計画に経営の適正かつ効率的な実施に係る方針を記載しなければならない。（附則第三条第一項関係）

ロ　イの方針は、次の事項を含むものでなければならない。（附則第三条第二項関係）

㈠　官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項

㈡　１⑵の責務を果たすための郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項

4　銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可

⑴　日本郵便株式会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。（第七条第一項関係）

⑵　総務大臣は、⑴の認可の申請が次のいずれにも適合していると認めるときは、⑴の認可をしなければならない。（第七条第三項関係）

イ　郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

ロ　関連銀行又は関連保険会社が日本郵便株式会社に支払うべき手数料に関する事項が適正に定められていること。

⑶　銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に含まれる事項として、関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社に支払うべき手数料に関する事項を明記する。（第二条第二項第四号及び第三項第四号関係）

5　罰則

４⑴に違反して銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したこと等に対して所要の罰則を設ける。（第二十三条関係）

第４　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正

1　郵便局ネットワークの維持等の支援のための交付金を交付する趣旨の明記

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、郵便局ネットワークの維持及び活用（以下「郵便局ネットワークの維持等」という。）の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービスの提供の確保を図る旨を明記する。（第三条関係）

2　機構の役員の定数の増加

機構に置くことができる理事の数を三人以内とする。（第六条第二項関係）

3　機構の業務の拡大（第十三条第一項第三号関係）

⑴　機構の業務のうち、郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金の交付を、郵便局ネットワークの維持等に要する費用（銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金（以下「金融窓口関連交付金」という。）の交付に改める。

⑵　機構の目的を達成するための業務に、郵便局ネットワークの維持等の支援に関する次の業務を追加する。

イ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用（郵便窓口業務及び第３の１⑴ロの基盤的サービス提供業務（銀行窓口業務、保険窓口業務その他総務省令で定める業務を除く。以下第４において「基盤的サービス提供業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」という。）を交付すること。

ロ　郵便窓口等関連交付金に関し日本郵政株式会社から拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」という。）を徴収すること。

4　金融窓口関連交付金及び金融窓口関連拠出金

⑴　金融窓口関連交付金の額

機構が年度ごとに日本郵便株式会社に交付する金融窓口関連交付金の額は、イの額からロの額を控除して得た額とする。（第十八条の二第二項関係）

イ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項の郵便局をいい、同法第六条第二項第二号の日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法第七条第一項の簡易郵便局を含む。５⑴イにおいて同じ。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすること並びに地域における需要に応じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

ロ　⑵イの按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

⑵　金融窓口関連拠出金の額

機構が年度ごとに関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、それぞれ、イ及びロの額のうち関連銀行に係る額の合計額並びにイ及びロの額のうち関連保険会社に係る額の合計額とする。（第十八条の三第二項関係）

イ　⑴イの額を、総務省令で定める方法により、次の㈠から㈢までの者について、その者の当該㈠から㈢までの業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

㈠　日本郵便株式会社　郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務

㈡　関連銀行　銀行窓口業務

㈢　関連保険会社　保険窓口業務

ロ　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、総務省令で定める方法により、次の㈠又は㈡の者について、その者の当該㈠又は㈡の業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

㈠　関連銀行　銀行窓口業務

㈡　関連保険会社　保険窓口業務

5　郵便窓口等関連交付金及び郵便窓口等関連拠出金

⑴　郵便窓口等関連交付金

イ　機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、郵便窓口等関連交付金を交付し、郵便窓口等関連交付金の額は、４⑴ロの額の範囲内において、次の郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とする。（第十八条の六第一項及び第二項関係）

㈠　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項の過疎地域その他の総務省令で定める地域に所在する全ての郵便局（日本郵便株式会社の営業所に限る。）

㈡　㈠の郵便局以外の郵便局（これらの郵便局における基盤的サービス提供業務の実施の状況及び必要性を勘案して総務省令で定める方法により算定した数の郵便局に限る。）